

企業広告掲載取り扱いに関するガイドライン

一般財団法人静岡県サッカー協会

1. (広告全般に関する基本的な考え方)

本ガイドラインは、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下「当協会」という。）の広告媒体に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項について定めるものとする。

当協会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2. (規制業種又は事業者)

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団員）並びにこれらと関係を有している事業者
- (11) その他、当協会でも不適当と認める場合

3. (掲載基準)

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ. 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ. 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - オ. 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - カ. 政治性のあるもの、公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

- キ. 宗教性のあるもの及び宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク. 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせる、または不安を与えるおそれのあるもの

- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当協会がふさわしくないと認めた場合
- (5) 前各号の規程については、広告が掲載デザインの内容及びリンクしているウェブサイトの内容についても適用する。

4. (広告表示内容に関する個別の基準)

具体的な表示内容等については、掲載の都度、当協会が検討し、判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申請者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申請者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

4. (その他)

このガイドラインに定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は当協会が別に定める。